一般社団法人 Kochi-ke Surgery　会費規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人 Kochi-ke Surgery（以下「当法人」という）定款第 7 条に基づき、当法人の会費について必要な事項を定めることを目的とする。

（年度会費）

第 2 条　年度会費は、当該年 1 月以降及び 12 月までの会費を納入するものとする。

2. 会費の額は、会員区分に応じて次のとおりとする。

正会員	10,000 円
準会員	免除
施設会員	50,000 円
賛助会員（個人）	5,000 円/1 口
賛助会員（団体）	100,000 円/1 口
特別会員	会費不要

3.　年度の中途で入会した正会員のその事業年度の会費は、月割りせず一律とする。

4.　準会員は、外科専門医取得前の医師とし、対象期間を定めず、取得までは年会費免除とする。取得後は、取得した年から自動的に正会員に移行するものとする。

（納　付）

第 3 条　会費は、原則として事業年度内の納付とする。

（改　廃）

第 4 条　この規程の改廃は、理事会での決議後、総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、当法人の設立登記の日（2025 年 1 月 27 日）から施行する。